



らびい通信

令和3年 12月 9日 第58号

編集・発行：岐阜県警察本部交通部交通企画課 (058-271-2424 内線 5034)



新型コロナウイルス感染防止のための

申請による運転免許証の延長措置の受付終了！

新型コロナウイルス感染症対策として継続実施してきました、運転免許証の有効期間の延長措置については、

令和3年12月28日に受付終了

となります。

★ 申請をすることが出来る方は、運転免許証の有効期間の末日が
令和3年12月28日までの方
です。

★ 申請をされた後、延長された有効期間の末日までに運転免許証の更新手続きをしなかった場合は、**運転免許証は失効**します。

忘れずに更新手続きを行ってください！

延長申請の詳細は、岐阜県警察のホームページをご覧ください。か、運転免許課 (058-295-1010) まで、お問い合わせください。

来庁の際は、マスクの着用、アルコール消毒の利用など新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報